

文部科学省(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)	所管部署・ 担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支援事例		
182	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「教育支援体制整備事業費補助金」の運用の改善	「教育支援体制整備事業費補助金」において、医療的ケアのための看護師配置のための経費の実施対象に幼稚園を含むよう見直し。	たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文科省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助率3分の1)。 本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は「公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期日程を除く)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人」であり、幼稚園は対象となっていない(公立保育所については、厚労省の保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」により補助基準額が730万円の補助がある(補助率2分の1))。 医療的ケア児が幼稚園に通う場合、現行は保護者が対応する必要があるため、就学からの集団保育を受ける機会が削げとなっている。大分市においても、早期の受入体制の構築が必要である。 【大分市の状況】 大分市において、日常的に医療的ケアが必要な未就学児が27人(平成29年度アンケート調査)おり、実際の受入相談もある。 平成30年度は市立幼稚園にて2名の医療的ケア児を受け入れているが、対応は保護者および本人が行っている。	未就学から小学校、中学校まで実施対象となることで、医療的ケア児に対する切れ目のない支援が可能となる。 就学前の医療的ケア児の受入体制が確み、幼児教育の充実が図られる。	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	文部科学省	大分市、別府市、日田市、佐治市、豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町、玖珠町		豊田市、三重県、京都市、南あわじ市、鳥取県、八幡浜市、熊本市	○本市においては市立幼稚園にて1名の医療的ケア児を受け入れている。保護者の希望があり、保護者同伴での通園となっているが、保護者が同伴不可な緊急の場合も含め、幼稚園への対象拡大は必要と考える。 ○県内においても市町等教育委員会から看護師配置のための補助金対象が幼稚園も対象となるよう要望があがっているため。 ○厚労省が実施する保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」は保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所を対象としており、均衡を図るためには幼稚園を含めるよう見直しが必要であると考える。 ○就学前については、今まで公立幼稚園に医療的ケアの対象となる事例はない。今後対象となるケースになると予算的な裏付けがない。補助金の対象を幼児まで拡張することは必要である。 ○たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文科省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助率3分の1)。 本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は「公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期日程を除く)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人」であり、これらの学校から「他の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等を巡回して差し支えないものとする。」とはあるが、幼稚園への看護師配置は対象となっていない。そのため、幼稚園に通う医療的ケア児に対して、看護師を配置しようとする場合、小学校等からの巡回という形しか国庫補助金を申請できない。 ○看護師を配置することで、医療的ケアを必要とする幼児が、安心して園生活を送ることができるだけでなく、保護者の負担軽減にもつながることから、幼稚園に配置する看護師にかかる経費も補助金の実施対象となることを望ましい。		
224	地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の簡略化	施設型給付費及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に導入される。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。 【具体的な支援事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断できない質疑を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月発生することから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認検査を行う際のチェック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発生した場合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。なお、園の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合は、実態に即していない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基本単価に加算する等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	保育現場や市町における負担が軽減され、ひいては保育の質の向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、川崎市、豊田市、大分市、南あわじ市、鳥取県、山形県、徳島市、鎌倉市	○給付費については、加算項目も多く、要件が複雑であるため、適用の判断基準については苦慮しており、判断基準の明確化・簡素化は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積算ができなくなる点と記載のとおり、所長がいる施設も兼務の施設も基本単価となる点、配量が少なくなってしまうことも懸念される。また、基本単価に導入することで配量がない場合に減算となったり(所長設置加算等)、基本単価が縮小分(冷房費加算等)されるようであれば、加算のままを希望する(広域利用の基本単価のバリエーションが増えるため)。 ○加算項目については、条件や計算方法が複雑で誤りも多く、市でも行政、事業者ともに大きな負担となっているため、簡素化を求める。 ○本市でも同様、施設型給付費及び地域型保育給付費の算定について、事務が複雑であるため負担を感じている。 ○施設型給付費等に関して、市や県だけで判断できないケースが多く、本市においても質疑を内閣府へ問合せを行う場合が多くなっている。 ○保育現場や自治体における負担が軽減されると想定されるが、職員配置の状況等により加算の適用状況に変動が生じるものもあることから、加算の整理については慎重な対応が必要と考える。 ○施設型給付費及び地域型保育給付費について、施設の種類に大きな影響を及ぼすものであり、正確な加算の算定が求められるが、制度が複雑かつ難解であり、加算項目も多く、単価もかなり複雑となっている。加算を算定するにあたり必要な作業が毎月発生することから、行政・事業者ともに事務量が増大している。加算項目を整理し、簡便な算出方法を求める。 ○本市においても、認可園の増加に伴い加算項目等に対する事業者からの問い合わせが増加しており、その対応に時間を要している状況である。また、確認検査等で加算申請の誤りが発生した場合の返還業務についても複数の事業者で発生している。そのため、加算項目の簡略化及び整理について必要であると考える。一方、所長設置加算等を基本単価に組み込んだ際に、その事業を実施できない事業者があった場合には減算措置等を設けなければ公平性に欠けてしまうと思われる。減算項目の設置に繋がるのであれば、当該制度改正の必要性は低いと考える。		
240	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立学校施設の整備	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担率の「前向き整備」の算定日限りの緩和	学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図る観点から公立学校施設の整備費用については、国が一部を負担しており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等」等によって交付条件等が定められていることにより、増加の実態に応じた校舎整備計画等の対応が可能となり、難き接ぎの校舎増築による運動場の狭小化や工事が連続することによる児童生徒への教育環境の影響等を緩和することが可能と見込まれる。 本市においては、市内中心部(都心部)において、大規模集合住宅(タワーマンション等)の開発が続いている。こうした住宅開発に伴って、当該地域では児童生徒が増加しており、小中学校において教室等が不足する事態が発生し、校舎増築等の児童急増対策が重要な課題となっている。こうした児童急増対策に際しては、限られた学校用地のなかで、児童生徒の教育環境を考慮のうえ対策を講じる必要がある。校舎増築についても、可能な限り運動場面積を確保するとともに、児童生徒数の増加が見込まれている場合は、将来を見据えた教室規模で校舎を整備する必要がある。しかし、現行制度では、「最大3年先の学級数(所謂前向き整備)」でしか補助算定されないため、児童生徒の増加が継続している市内中心部では、3年毎に校舎増築が繰り返された上でさえ学校用地が狭い都心部において、ますます運動場が狭小となることや、工事が連続して続くことなど、児童生徒の教育環境への悪影響が懸念される。	児童生徒の増加が継続することが見込まれる学校においては、「前向き整備」の算定日限りが3年から6年程度に緩和されることにより、増加の実態に応じた校舎整備計画等の対応が可能となり、難き接ぎの校舎増築による運動場の狭小化や工事が連続することによる児童生徒への教育環境の影響等を緩和することが可能と見込まれる。	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等」に関する法律」第5条1項、同義務例第5条、同義務規則第2条	文部科学省	大阪市	前向き整備3年の課題イメージを添付	川崎市、海老名市、新潟市、豊橋市、浜都府、亀岡市、岡山県、山形小野市、熊本市	○当都府県においても、特別支援学校建設に当たり、児童生徒数増加の継続が見込まれる場合が多々ある。 ○本市の小学校1校で平成33年度から4年間、毎年1教室ずつ不足することが予測されることから「最大3年先の学級数を限度」とする補助条件について、年度の延長が望ましい。 ○本市においても区画整理事業に伴う宅地分譲の販売により児童生徒の増加が継続的に増えることが見込まれる学校があるため、提案のとおり前向き整備の算定日限りの緩和により、増加の実態に応じた校舎整備計画等の対応が可能となる。 ○本市においても具体的な支援事例と同様に、市内各地で土地区画整理事業が事業実施されており、各小学校で児童数の増加が見込まれる。制度改正により今後、各校の児童増加値に応じた校舎整備計画が可能になるとともに、より明確な実態に応じた計画・整備が可能になる。 ○県内一部の市町村においては、今後も児童生徒数の増加が見込まれており、前向き整備による新増築を行っているが、短期間での増築による弊害を解消するため、新増築に当たって4年先以降の児童生徒の増加を見込み、単独事業として校舎を整備しているところであり、財政負担が大きい。 ○本市においても、大規模集合住宅(タワーマンション等)の開発に伴い、新設校の整備を予定しており、開校後の3年以降、更に生徒数推計が大幅に増加していくことから、大阪市の事例と同様の支障が生じる。 ○宅地開発により児童生徒数が増え続けている地区があり、今後の推計では、増築事業の実施予定年度から3年以内では増加傾向が続かず、数年ごとに増築事業の実施が必要となる。 ○宅地開発や区画整理などの影響で、児童・生徒の増加が著しい学校については、短期の将来推計だけでは増加傾向が把握できないことが多い。そのような中、校舎増築を行っても、整備後すぐに教室不足に陥る可能性が強いことや、長期的な視野を持たず整備することで、学校全体の配置計画、空きスペースの関係上、追加整備が困難となる場合や、敷地の高度利用ができず、運動場の利活用など、運営等に支障をきたす場合も少なくない。		